

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第11条—第14条)
- 第3章 給水(第15条—第21条)
- 第4章 料金及び手数料(第22条—第27条)
- 第5章 違反処分(第28条—第30条)
- 第6章 貯水槽水道(第31条・第32条)
- 第7章 補則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、白浜町簡易水道に関し、法令その他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 白浜町に次の簡易水道を設置する。

- 市江簡易水道
- 田野井簡易水道
- 口ヶ谷簡易水道
- 安居簡易水道
- 久木簡易水道
- 城簡易水道
- 玉伝簡易水道
- 市鹿野簡易水道
- 上滝簡易水道

(給水区域)

第3条 簡易水道の給水区域は、次のとおりとする。

名称	給水区域
市江簡易水道	日置市江
田野井簡易水道	田野井
口ヶ谷簡易水道	口ヶ谷
安居簡易水道	安居、寺山
久木簡易水道	久木
城簡易水道	城
玉伝簡易水道	玉伝の一部
市鹿野簡易水道	市鹿野の一部
上滝簡易水道	市鹿野滝の一部

(給水装置の定義)

第4条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐した給水管及び附属する給水用具をもって構成する設備をいう。

(給水装置の種類)

第5条 給水装置は、次の4種に区分する。

- (1) 専用栓 一般家事、官公署、学校、病院及び営業用として使用するもの
- (2) 特別専用栓 集合住宅として使用するもの
- (3) 特別栓 工事その他一時使用するもの
- (4) 消火栓 消防の用に使用するもの

第6条 給水装置の種類の設定は、町長が行う。

(給水装置の使用)

第7条 火災、震災、風水害その他非常災害又は公衆衛生上若しくは町長が必要と認めたときは、臨時に給水装置を使用させることがある。この場合、給水装置の使用者は、これを拒むことができない。

(給水装置の変更等)

第8条 給水装置の変更、修理、撤去等は、次の場合において給水装置使用者の請求を待たず工事を施行することができる。

(1) 公益又は救済のため必要があるとき。

(2) 水道の保全管理上必要と認めたとき。

2 前項第2号の場合においては、工事費を徴収することができる。

(給水装置の検査等)

第9条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(分担金)

第10条 新たに白浜町の簡易水道を使用する場合、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額(1円未満は切捨て)の分担金を納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル
分担金	19,400円	48,500円	97,000円	町長が別に定める

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置新設等の申込み)

第11条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第11条の2 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用の一部又は全部を負担することができる。

(工事の施行)

第12条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第12条の2 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条の3 町が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第12条の4 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(工事費の分納の特例)

第12条の5 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもので町長が特別の事情があると認めたものに限り6箇月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条の6 町が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。ただし、公道に属する部分の所有権については、町に留保する。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条の7 町が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(漏水の処理)

第13条 給水装置の使用人は、漏水を発見したときは、直ちに修繕その他必要な処置をしなければならない。

(給水装置の位置の変更)

第14条 町長は、給水装置の位置が不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、この条例によるほか、水道設備の損傷その他やむを得ない理由がない限りこれを停止することがない。

(給水の制限等)

第16条 町長は、公益上その他必要と認めたときは、あらかじめ給水を制限し、又は停止することができる。

(給水の計算)

第17条 給水は、メーターをもって計算する。ただし、メーターの設置のないものについては、この限りでない。また、メーターの故障等の場合は、使用水量を町長が認定することがある。

(メーターの設置)

第18条 メーターは、町が設置し、給水装置の使用人に貸与する。

(メーターの保管)

第19条 メーターの貸与を受けた者は、その保管について責任を負わなければならない。

2 メーターの貸与を受けた者は、管理の義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(免責)

第20条 給水の制限、漏水又は断水による損害については、町長は、その責めを負わない。

(届出義務)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始し、又は休止しようとするとき。

(2) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(3) 給水装置の種類を変更するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者又は代表者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、別表のとおりとする。

2 料金の額は、前項及び次条の規定により算定された額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、2箇月ごとにメーターを点検し、その示す給水量によって算定する。

2 前項の給水量は、各月均等とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、毎月メーターを点検し、その示す給水量によって算定する。

4 町長が定める基準により認定された共同住宅の基本料金の算定は、当該施設内各戸(以下「各戸」という。)ごとに口径13ミリメートルの給水管が設置されているものとみなし、前条第1項に規定する口径13ミリメートルの基本水量及び基本料金の額に各戸の数を乗じて得た合計を当該施設の基本水量及び基本料金とする。

5 前項の共同住宅において町が設置したメーターにより計量した水量が前項の基本水量を超えた超過水量については、各戸が均等に使用したものとみなして前条第1項に規定する超過料金にて算定する。

6 町長が定める基準により認定された集合住宅の基準水量の算定は、当該施設内各戸に1日当たり1立方メートルを乗じて得た水量とする。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、前条第3項により算定された料金については、毎月徴収する。

2 使用者は、料金を口座振替の方法により納入することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金の算定は、次による。

(1) 使用日数が15日以内のときの基本料金は、第23条に規定する額の2分の1とし、使用日数が15日を超えるときは1箇月とする。

(2) 月の中途においてメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い口径を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、変更前の口径を適用する。

(手数料)

第26条の2 手数料は、次の区別により、水道使用者等又は申込者からこれを徴収する。

(1) 使用料、手数料及びその他の収入を定期内に納めない者に対する督促及び滞納処分、手数料の徴収については、白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の規定を準用する。

(2) 第12条第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新をするときは、1件につき5,000円とする。

(3) 第12条第2項の工事の設計を審査するとき。

設計審査の種別	基準	手数料 (1装置につき)
新設	給水装置(メーター)が25mm以下のとき。	500円
増設	給水装置(メーター)が25mmを超え40mm以下のとき。	1,000円
改造	給水装置(メーター)が40mmを超えるとき。	2,000円

(4) 第12条第2項の工事の検査をするとき。

ただし、休日及び時間外の場合は、その5割増しとする。

工事の種別	基準	手数料 (1装置につき)
新設	給水装置(メーター)が25mm以下のとき。	500円
増設	給水装置(メーター)が25mmを超え40mm以下のとき。	2,000円
改造	給水装置(メーター)が40mmを超えるとき。	5,000円

(5) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)第2条の規定により、町が処理する法第39条第3項の規定に基づく簡易専用水道の検査手数料の額については、和歌山県の例による。

(6) 水道の使用を開始するためにメーターを設置し開栓をするときは、1件につき1,000円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を新設するときを除く。

2 前項の手数料以外に特別の手数料及び経費を要したときは、実費を徴収する。

(料金、手数料等の減免)

第27条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他費用を減額し、又は免除することができる。

#### 第5章 違反処分

(給水装置の基準違反に対する措置)

第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第29条 町長は、料金その他納付金を期限内に納付しないときは、完納に至るまで給水を停止することができる。

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料に処し、損害のあるときは、これを賠償させることがある。

(1) 給水を濫用し、又は町長の許可を受けずに販売し、若しくは譲り渡したとき。

(2) メーターの作用を妨害したとき。

(3) 規定の手続をしないで給水装置の工事をし、又は増設し、変更し、若しくは閉栓中の水道を使用したとき。

(4) 防火のためのほか、町長の許可を受けずに消火栓を使用したとき。

(5) 吏員の職務執行を拒み、又は妨害したとき。

(6) 前各号のほか、町長において処分に該当すると認めるとき。

#### 第6章 貯水槽水道

(町の債務)

第31条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の債務)

第32条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めによるところにより、その水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

#### 第7章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の日置川町簡易水道使用条例(昭和57年日置川町条例第5号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続そ

他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年12月21日条例第201号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第37条の規定による改正後の白浜町給水条例第33条第1項の規定及び第38条の規定による改正後の白浜町簡易水道使用条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金について適用し、同日前行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

6 第20条の規定による改正後の合併処理場条例第12条第1項の規定、第36条の規定による改正後の白浜町下水道条例別表の規定、第37条の規定による改正後の白浜町給水条例別表の規定及び第38条の規定による改正後の白浜町簡易水道使用条例第23条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給等している合併処理場、下水道、水道及び簡易水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である合併処理場、下水道、水道及び簡易水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の合併処理場条例、白浜町下水道条例、白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年6月20日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(料金の算定に関する経過措置)

2 この条例による改正後の白浜町簡易水道使用条例(以下「改正後の条例」という。)第23条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給等している簡易水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である簡易水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(工事申込みに関する経過措置)

4 改正後の条例第33条第1項の規定は、施行日以降に給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金について適用し、施行日前に行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月19日条例第24号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第23条関係)

(1) 専用栓

基本料金(1箇月)			超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
口径	基本水量	金額	段階区分	
13mm	10m <sup>3</sup> 以下	750円	使用水量が10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで64円	使用水量が30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで75円

20 "	15m <sup>3</sup> "	1,070円	使用水量が15m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで64円
25 "	20m <sup>3</sup> "	1,390円	使用水量が20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで64円
30 "	20m <sup>3</sup> "	1,390円	使用水量が20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで64円
40 "	50m <sup>3</sup> "	3,530円	使用水量が50m <sup>3</sup> を超えるもの91円
50 "	100m <sup>3</sup> "	8,080円	使用水量が100m <sup>3</sup> を超えるもの91円
75 "	250m <sup>3</sup> "	21,730円	使用水量が250m <sup>3</sup> を超えるもの91円
100 "	500m <sup>3</sup> "	44,480円	使用水量が500m <sup>3</sup> を超えるもの91円
150 "	1,000m <sup>3</sup> "	89,980円	使用水量が1,000m <sup>3</sup> を超えるもの91円

(2) 特別専用栓

基本料金(1箇月)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
基本水量	金額	
基準水量の10分の2	1m <sup>3</sup> につき 91円	91円

(3) 特別栓

基本料金(1箇月)			超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
口径	基本水量	金額	
13mm	10m <sup>3</sup> 以下	1,900円	190円
20 "	15m <sup>3</sup> "	2,850円	
25 "	20m <sup>3</sup> "	3,800円	
40 "	50m <sup>3</sup> "	9,500円	
50 "	100m <sup>3</sup> "	19,000円	
75 "	250m <sup>3</sup> "	47,500円	
100 "	500m <sup>3</sup> "	95,000円	
150 "	1,000m <sup>3</sup> "	190,000円	